

## 電気自動車を活用したまちづくりに関する連携協定書（案）

三木市（以下「甲」という。）、兵庫日産自動車株式会社（以下「乙1」という。）及び日産プリンス兵庫販売株式会社（以下「乙2」といい、乙1と総称して以下「乙」という。）、日産自動車株式会社（以下「丙」という。）及び三木市ゴルフ協会（以下「丁」という。）は、電気自動車を活用した安全・安心なまちづくりに寄与し、甲が目指す「誇りを持って暮らせるまち三木」の実現並びに乙、丙が目指す「ゼロ・エミッション」、「ゼロ・フェイタリティ」の取組並びに丁が目指すゴルフ産業や観光の振興及び心豊かな明るいまちづくりへの貢献において相互に連携することに関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、SDGsの観点を取り入れた甲の持続可能なまちづくり達成に向け、電気自動車の普及を促進することにより、災害対策の強化、温室効果ガスの削減、観光の活性化等の地域課題の解決に取り組むことを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) 防災・災害対策に関する事項
- (2) 環境対策に配慮したまちづくりに関する事項
- (3) 観光の活性化に関する事項
- (4) その他、甲、乙、丙及び丁が協議し必要と認める事項

2 甲、乙、丙及び丁は、前項に掲げる連携事項を効果的に実施するため、具体的な取組の実施に関し、別途覚書を取り交わすものとする。

3 甲、乙、丙及び丁は、連携した取組によって得られた成果を発信する。ただし、プレスリリースその他の对外発表を行う場合においては、あらかじめ相互に合意を得るものとする。

### （法的義務等）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく連携により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ本協定の当事者の承諾を得た場合は、この限りでない。

### （協定期間及び更新）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれも本協定を終了又は変更する意思表示を行わないときは、本協定の期間を更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

### （協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙、丙及

び丁が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年11月5日

甲 兵庫県三木市上の丸町10番30号  
三木市長

乙1 神戸市中央区北本町通5丁目2番24号  
兵庫日産自動車株式会社  
代表取締役社長

乙2 神戸市灘区烏帽子町3丁目3番11号  
日産プリンス兵庫販売会社  
代表取締役社長

丙 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番1号  
日産自動車株式会社  
理事

丁 兵庫県三木市上の丸町10番30号  
三木市ゴルフ協会  
会長